

長期優良住宅の認定申請に係る手数料一覧(一部抜粋)

R4.10.1～

区 分		新 築	増 築 又は 改 築	既 存
住棟の総住戸数		登録性能評価機関によって住宅の構造及び設備が 長期使用構造等である旨が記載された確認書 又は その旨が記載された住宅性能評価書 が交付されたもの		
一戸建ての住宅		8,000	12,000	12,000
共同住 宅等 (注1)	5戸以内	16,000	24,000	24,000
	6～10戸	28,000	42,000	42,000
	11～25戸	44,000	65,000	65,000
	26～50戸	78,000	115,000	115,000
	51～100戸	128,000	189,000	189,000
	101～200戸	217,000	318,000	318,000
	201～300戸	277,000	403,000	403,000
	301戸以上	311,000	450,000	450,000

※建築確認申請を併願する場合、上記金額に確認申請手数料が別途必要です。
(注1) 住棟認定申請以外の手数料の額は、この額を申請住戸で除して得た額

■変更認定手数料(認定を受けた計画に変更が生じた場合)

長期優良住宅認定手数料の2分の1の額

例)新築の一戸建ての住宅で確認書付き物件の変更申請の場合

$$8,000円 \times 1/2 = 4,000円$$

※登録性能評価機関で審査を受け確認書等が交付された物件の計画変更につきましては、
まず、登録性能評価機関にご相談をお願いします。

■変更認定手数料(建売住宅の譲受人が決定した場合)

1件(1戸)あたり 1,700円

■地位の承継申請(売買や相続等により所有権や建物の管理権限を承継する場合)

1件(1戸)あたり 1,700円